

システム開発委託基本契約書

東 セラコミュニケーションシステム株式会社(以下「甲」という)と株式会社グリーンウェイブ (以下「乙」という)とは、甲が乙に対しコンピュータ・システム関連の開発業務を委託することを目的として、次のとおりシステム開発委託基本契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(本契約の適用)

本契約は、甲が乙に委託し、乙が受託するコンピュータ・システム関連の開発業務に関する 個別契約(以下「個別契約」という)の全てに適用されるものとする。

2. 本契約と個別契約の内容が異なる場合は、個別契約が優先して適用されるものとする。

第2条(定義)

本契約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

①本件業務

本契約及び個別契約に基づき、甲が乙に委託するコンピュータ・システム関連の開発業務。

②本件ソフトウェア

本契約及び個別契約に基づき、乙により開発されるソフトウェア及びその関連資料。

③成果物

本契約及び個別契約に基づき、乙により作成され乙が甲に納入する本件業務の成果。

第3条(個別契約の成立)

個別契約は、甲が本件業務の対象となるシステム、成果物の内容、納入期限、委託料、委託 料支払方法など必要な事項を明記した個別の注文書を発行し、乙がこれを承認することによ り成立するものとする。

2. 前項の定めに拘らず、注文書の発行日より甲の7営業日以内に、乙から甲に文書による承諾の拒絶、その他別段の意思表示がない場合は、乙は甲の注文を承諾したものとみなす。

第4条(受託者の責任)

乙は、善良なる管理者の注意をもって本件業務を誠実に遂行するものとし、本件業務の完成 について、受託者としての財政上及び法律上の全ての責任を負うものとする。

- 2. 乙は、本件業務に従事する乙の技術者(以下「業務従事者」という)として、本件業務を遂行するために必要な能力を有する者を選任するものとする。
- 3. 甲が業務遂行状況、能力等の問題から業務従事者が不適格であると判断した場合、その旨乙に通知するものとし、乙は甲と協議の上業務従事者の変更等の措置を講じるものとする。
- 4. 乙は、業務従事者に対し、使用者として法律上規定された全ての義務を負うとともに、乙の技術者に対し、いかなる場所においても乙の就業規則を適用するものとする。

第5条(成果物の納入)

個別契約において、乙は、甲に対し、本件業務の成果物を個別契約に定める納入期限までに 甲の指定する場所に納入する。

- 2. 次の各号の一つに該当する場合には、乙は、甲に対し、成果物の納入期限の変更を求めることができる。
 - ①甲の責めに帰すべき事由により本件業務遂行に必要な資料、情報、機器等の提供の懈怠、 遅延、誤りのため、本件業務の進捗に支障が生じた場合。
 - ②甲の都合により本件業務の内容を変更した場合。
 - ③天災事変その他不可抗力により納入期限までに成果物を納入することが困難になった場合。

第6条(検査)

甲は、前条に従い乙より成果物の納入がなされた日から別途甲乙間で定める期間(以下「検査期間」という)内に本件ソフトウェアの検査を行い、合否判定結果を乙に通知する。

2. 前項の検査の結果、検査不合格となった場合は、乙は、自己の責任と費用負担において速や

かに本件ソフトウェアを修正の上、甲の再検査を受けるものとする。

第7条(危険負担)

個別契約において、前項に定める甲の検査合格前に成果物に滅失、毀損が生じた場合には、 甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失、毀損は乙の負担とし、検査合格後に成果物に滅失、 毀損が生じた場合には、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失、毀損は甲の負担とする。

第8条(対価及び支払方法)

甲は乙に対し、本件業務の対価として、個別契約に定める委託料を乙に支払う。

2. 前項の委託料の支払方法は、個別契約の定めによる。

第9条(指揮命令等)

乙は、業務従事者に対し、本件業務の遂行、労働時間等の労務管理、労働安全衛生管理、 企業秩序の維持確保等に関する一切の指揮命令を行うものとし、その一切の責めを負う。

第10条(再委託の禁止)

乙は、本件業務を第三者に再委託してはならないものとする。

2. 乙は、甲の書面による事前の承諾を得た場合、本件業務の一部について第三者に再委託できるものとする。なお、この場合、当該再委託先による本件業務の遂行に関して、全ての責任を負うものとする。

第11条(資料等の貸与)

甲は、乙に対し、乙が本件業務を遂行する上で必要とされる資料、情報等(以下「資料等」という)を自己の判断に基づき貸与することができる。

2. 乙は、甲の書面による事前の承諾なく、当該資料等を複製してはならず本件業務の業務場所から持ち出してはならない。

第12条(資材等の調達)

乙は、業務従事者が本件業務を遂行するために必要となる、設備、コンピュータその他の機器、並びに資材(以下「資材等」という)について、自己の責任と費用負担において調達するものとする。

2. 前項にかかわらず、甲は、乙との間で別途料金等その他必要な条件を協議し、決定された条件に従い乙に対し資材等を貸与することができる。なお、この場合、貸与された資材等にかかる一切の権利は甲に属するものとする。

第13条(貸与品の管理)

乙は、甲から貸与された資料等並びに資材等(以下、併せて「貸与品」という)を、善良な管理者の注意をもって使用及び管理するとともに本件業務の遂行以外の目的に使用しないことを確約する。なお、乙は、本件業務完了後、又は甲からの要請を受けた場合並びに本件業務の遂行において不要となった場合には、原状回復の上、速やかに貸与品を甲に返却する。

第14条(業務従事場所)

乙は、本件業務を原則として自らの事業所内で行うものとする。但し、甲もしくは乙の都合により、又は甲が乙に提供する資料等の条件により、乙が乙の事業所外で本件業務を行う必要が生じたときは、本件業務の作業場所は別途甲乙協議の上決定する。

2. 前項の協議により、業務従事者が甲の事業所内で本件業務に従事することとなった場合、乙は、業務従事者を乙の指揮命令責任者の指揮命令下において本件業務に従事させるとともに甲が職場秩序維持のため定めた諸規則、基準及び甲の指示に則って行動させるものとする。

第15条(報告)

乙は、甲より本件業務の進捗状況についての報告を求められた場合は、速やかに必要な報告を行うものとする。

第16条(秘密情報の取扱)

甲及び乙は、本件業務遂行の為に相手方よりそれぞれ開示された資料、仕様書、成果物等の技術上又は営業上の情報その他相手方が秘密である旨特定した情報(以下「秘密情報」という)を、第三者に開示、漏洩してはならない。但し、次の各号に該当する情報についてはこの限りではない。

- ①開示を受けた際に受領者が秘密保持義務を負うことなく既に保有していた情報
- ②受領者が秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- ③開示された秘密情報によらず受領者が独自に開発した情報
- ④本契約及び個別契約に違反することなく、且つ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 2. 秘密情報の開示を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当 該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方から文書による承諾を受けなければな らない。
- 3. 甲及び乙は、相手方より開示された秘密情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用、複製、改変することができる。
- 4. 甲及び乙は、秘密情報の開示、返却等授受については、それぞれの責任を持ってこれを行う ものとする。

第17条(事故等)

乙は、本件業務の遂行にあたり、関係法令の遵守はもとより、人身並びに施設に関する事故・災害の発生を防止するため、必要な対策を講じ万全を期するものとする。

2. 乙が本件業務の遂行に支障を生ずる恐れの有る事故の発生を知ったときは、その事故の帰責 の如何にかかわらず、乙はただちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を加えた後、甲 に対し遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出する。

第18条(保証及び責任の範囲)

乙は甲に対し、本件ソフトウェアが甲から乙に提示された仕様書どおりに開発されていることを保証する。

- 2. 乙は、本件ソフトウェア及び成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを 保証する。但し、甲の責に帰すべき事由に起因する権利侵害はこの限りではない。
- 3. 本件ソフトウェアが甲から乙に提示された仕様書どおり開発されていないときは、第6条の検査の合否判定結果に拘らず、乙は甲の判断に基づき無償で本件ソフトウェアの不具合の修正その他必要な対応をとるものとする。
- 4. 甲は、前項の対応とともに、又はこれに代えて、委託料の減額を請求することができる。
- 5. 甲は、乙の本契約又は個別契約の履行に関し、乙がその責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合、乙に対し損害賠償請求を行うことができる。

第19条(保守等)

甲及び乙は次の各号に掲げる保守等に関する契約を別途締結することができる。

- ①保証期間経過後の本件ソフトウェアの不稼働を含む稼働不良に対する技術サービス。
- ②保証期間経過後の本件ソフトウェア、成果物の不具合に対する修正。
- ③乙の責に帰すべからざる事由による本件ソフトウェアの不稼働を含む稼働不良に対する技術サービス
- ④バージョンアップ機能追加、その他本件ソフトウェアの改良の為の技術サービス。
- ⑤本件ソフトウェアの運用又は使用に関する技術サービス。

第20条(発明等の取り扱い)

本件業務において生じた発明、考案等についての産業財産権を受ける権利、ならびに取得される産業財産権(以下「産業財産権等」という)は、甲に帰属する。

2. 乙が本件業務の遂行前より保有する産業財産権等を本件業務、本件ソフトウェア又は成果物 に適用した場合、甲は本契約及び個別契約に基づき当該産業財産権等を無償で実施すること ができる。 3. 甲及び乙は、第1項各号のいずれかに該当した場合には、相手方に対する債務につき当然に期限の利益を失い直ちに相手方に対し当該債務を履行する責を負うものとする。

第29条(有効期間)

本契約の有効期間は、本契約の締結日より1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに 甲乙いずれからも本契約を終了させる旨の書面による何らの意思表示がないときは、本契約 は期間満了の翌日から起算してなお1年間、同一条件をもって更新されるものとし、以後も 同様とする。なお、本契約終了後といえども、第16条、第18条、第20条乃至第22条、第 24条、第28条第2項、本条及び第31条の規定はなお有効に存続する。但し、第16条の秘 密情報(個人情報を除く)の秘密保持義務についての存続期間は、本契約終了後3年間とす る。

第30条(協議)

本契約又は個別契約に定めのない事項、本契約又は個別契約の各条項の解釈について疑義が 生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し円満解決を図るものとする。

第31条(合意管轄)

本契約又は個別契約に関し発生する紛争について前条の協議によっても解決に至らない場合には、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

2022 年 4月 1日

甲: 所在地:

千葉県白井市花坂5-3-88

名 称:東セラコミュニケーションシステム株式会社

役職・氏名:管理本部長 美作谷 昭

乙: 所在地:

发 東京都渋谷区宇田川町4-9-9

役職・氏名:株式会社グリーンウェイブ

代表取締役 一ノ瀬 八百

